

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長 副議長 局 長 次 長 係 長 担 当 担 当									文書取扱主任

第 9 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 28 年 9 月 14 日（月曜日）		開会 13 時 28 分		閉会 13 時 46 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		小野、井上、三上、山本、荒木、東元				事務局	菊井事務局長
		議長、副議長、委員外～清水					竹谷次長
欠席委員							平川係長
説明員		なし			議 件		別紙のとおり
議 事 の 概 要	1 諮問第 1 号 下水道使用料に対する異議申立てについて（平成 27 年 9 月 3 日付託）						
	(1) 答申（案）について						
	・委員長から、答申案について説明があり、委員に意見を求めた結果、本委員会としての答申案と決定した。						
	・付託事件審査報告については、9 月 17 日、第 3 回定例会の最終日に行うこととし、						
	答申内容以外の議長宛て付託事件審査報告（案）の文案については、正副委員長に一任することに決定した。						
	2 その他						
	菊井事務局長から、付託事件審査報告の今後の取り扱いについて説明があった。						
	3 次回委員会の日程について						
	正副委員長に一任することに決定した。						
上 記 記 載 の と お り 相 違 い ない。 経 済 建 設 常 任 委 員 長 小 野 保 之 ㊦							

第9回 経 済 建 設 常 任 委 員 会

日 時 平成27年9月14日（月）

午後1時30分

場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1 諮問第1号 下水道使用料に対する異議申立てについて（平成27年9月3日付託）

（1）答申（案）について

2 その他について

3 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第9回 経済建設常任委員会

H27.9.14(月)13:30～

第一委員会室

開 会 13:28

委員長 第9回経済建設常任委員会を開会いたします。

委員長挨拶（委員動静）

委員長 委員動静ですが、委員は全員出席。正副議長に出席いただいております。委員外議員として清水議員、傍聴として安樂議員が出席。道新とプレス空知の傍聴を許可しております。

1 諮問第1号 下水道使用料に対する異議申立てについて（平成27年9月3日付託）

（1）答申（案）について

委員長 答申案についてですが、前回の委員会で各委員から示された答申内容についての意見を集約し、答申案を作成いたしました。資料を配付しておりますが、「諮問第1号 下水道使用料に対する異議申立てについて」に対する答申案について、各委員からの意見を求めたいと思いますが、ここで資料の訂正があります。別紙の資料の3の2行目の「用途区分や使用水道別」とありますが、これを「用途区分や使用水量別」に訂正願います。それでは委員から意見ありますか。

（なしの声あり）

委員長 清水委員外議員。まず、発言の内容について伺います。

清水委員外議員 異議申立人の「専ら」の解釈に対する説明、根拠が答申案の文面にはないのですが、なぜ書かないのか、あるいはあえて書かないのか。あえて書かないのであれば、実際はこうなのだがということについて発言したいと思います。

委員長 清水委員外議員から発言の内容について説明がありましたが、発言を許可してよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長 それでは、2分以内で発言を許可します。

清水委員外議員 資料中の1の「専ら」という表記があるが、市民には理解しづらい表記であることはわかるのですが、異議申立人は警察庁及び厚生労働省の、1つは判例、1つは規則か何かです。そういったものを提示されて、「専ら」は七、八割だと。これに対して「専ら」は違法、不当とは認められずということですが、判例、ほかの規則も重いと思うのです。しかし、それについての説明抜きに違法、不当と認められないというのは、理由なし断定なのです。これでは、十分に審議したということには、受け取れない。ここはきちんとこちら側も調べて、判例には判例で対抗するとか、そういった何か実例を示さなければ、後で市民に説明がつくのかなと思います。

委員長 判例を答申の中に入れるということも含めての話だと思いますが、その中で「専ら」という言葉をもう少し市民に明確に示せということですか。

清水委員外議員 異議申立人の例示に対し、そうではないという説明が不可欠だと思うのです。判例に対して、まるで間違っているかのごとくの結論ですから、相当な説明が必要だと思うのです。

委員長 警察庁、厚生労働省の判例に対抗する説明として、「専ら」という言葉をもう少し詳しく説明したほうが良いという意見ですが、委員の皆さんから意見ありま

すか。

副委員長 前回の委員会に、「専ら」が10割云々という中で、何割が正しいとか、そういうことについては、ここでジャッジする場ではないといった意見もあったかと思っています。そういう法律論争をここで徹底的に行って、その上でこっちの判例、あっちの判例を出してと、そういう問題ではないような気がします。疑問はそれぞれの感覚では残るかもしれないが、やはり何を意図しているのかということと考えれば、この資料の内容で十分な答申案だと思います。

委員長 清水委員外議員の発言の中で、警察庁や厚生労働省の判例等とありましたが、これは通知です。

山 本 ほかに何かありますか。

副委員長と同じで、この委員会で「専ら」の判断について法律論争するべきではない。どこの判例がどうだということではなくて、このぐらゐの表現の中で、市民にわかりやすい説明を求めるということぐらゐしかできないのかなと思います。それと、清水委員外議員のおっしゃる「専ら」の判断ですが、各省庁でバラバラで、丸山弁護士にお伺いすると、ただし書きがない限り全て10割だという解釈は一貫していると。例えば、道路交通法などでは「専ら」は10割らしいです。そういうことからして、「専ら」の判断の中で、市民説明が足りなかったという今回の答申案、これ以上のものはないと判断します。

委員長 三上委員。

三 上 今回の異議申し立ては、申立人の根本は行政の不作为に対する異議申し立てだと思います。そういったことを考えると、やはり「専ら」の解釈というよりもそういう拡大解釈につながるような表記を改めるということをここに明記しておりますので、この答申案でいいと思います。

委員長 荒木委員。

荒 木 異議申立人は、業務用とされている部分を家事用に認めてほしいということですから、あくまでも異議申立書の中身とこの答申はセットで、ここにそのことを盛り込む必要はないと。異議申立書を読み、そしてこれが読まれればわかると思うので、十分だと思います。

委員長 東元委員。

東 元 この場で法律論争するよりも資料中の1に書かれている内容で十分理解されるのではないかと思います。資料中の2に問題のあった教示文のことも記載されておりますので、これでいいと思います。

委員長 各委員の意見も出ました。「専ら」という言葉に対して論争しても、いろいろな解釈があるし、定義は法律では規定されていないとか、あるいは「ひたすら」、「全く」とかいろいろな言葉がありますので、これに対して論議しても仕方がないと思います。申立人の意向は、「専ら」の解釈のことと、教示については、はっきりどうしろということですので、それは今回の答申の中に含んでいる。この答申案でいいのではないかと。

清水委員外議員 清水委員外議員。

この答申案には、はっきりと違法、不当ではないと書いてあるのです。要するに法律判断をしているのです。それと10割云々という話は、この異議申し立て後の話です。だから10割ではない、7割から8割ということに対するきちんとした説明がないと、どちらにせよ説明しろと言われるのです。山本委員が言われたようなものがあればきちんと示せばいいのです。

委員長 今、清水委員外議員の言ったことは、資料中の1の内容についてもう少し説明をふやすべきということですが、これは意見として取り扱いさせていただきます。委員から意見は出尽くしましたので、諮問第1号 下水道使用料に対する異議申立てについて、これを本委員会としての答申案と決定してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、そのように決定します。委員会付託事件審査報告につきましては、9月17日、第3回定例会の最終日に行うこととし、答申内容以外の議長宛て付託事件審査報告の文案につきましては、別紙のとおり予定していますが、修正等については正副委員長に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、そのように決定します。

2 その他について

委員長 2、その他について、委員から何かありますか。

(なしの声あり)

事務局から何かありますか。

菊井事務局長 この後、この案件につきましては、議会運営委員会の中で報告します。最終的に議会運営委員会で確認してもらい、最終日に提案することになりますが、提案後、質疑を受けます。質疑を受けるものにつきましては、この委員会の報告案件ですので、質疑があれば、委員長が答弁することになります。

3 次回委員会の日程について

委員長 それでは、次回委員会の日程につきましては、正副委員長に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

委員長 以上をもちまして第9回経済建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 13:46